

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレートガバナンスとは、社に基づき、お客様、お取引先・加盟店、株主・投資家、地域社会そして社員等のステークホルダーの皆様からの信頼を確保し、末永くご愛顧いただくために、誠実な経営体制を構築・維持し、財務・非財務(ESG)両面での中長期的なグループ企業価値を継続的に高めることにより、持続的に成長するための仕組みと考えます。

当社は、持株会社として、コーポレートガバナンスの強化とグループ企業価値の最大化を使命としており、事業会社へのサポートと監督、最適な資源配分等を通じて、この使命の達成に真摯に取り組んでまいります。

【社是】

私たちは、お客様に信頼される、誠実な企業でありたい
私たちは、取引先、株主、地域社会に信頼される、誠実な企業でありたい
私たちは、社員に信頼される、誠実な企業でありたい

当社のコーポレートガバナンスに関する事項は「コーポレートガバナンス・レポート」として、当社ウェブサイトで集約して開示しており、本報告書の項目についても当該レポートに掲載しております。詳細は下記URLよりご参照ください。

http://www.7andi.com/dbps_data/_template/_user/_SITE/_localhost/_res/ir/library/pdf/7andi_gvnc_doc2017_1_r.pdf

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの趣旨・精神を踏まえ、当社のコーポレートガバナンスの体制・取組みをコードにより「特定の事項を開示すべきとする原則」とされる原則に対する対応を含め、全て「コーポレートガバナンス・レポート」に集約して開示しております。「コーポレートガバナンス・レポート」については、下記URLよりご参照ください。

http://www.7andi.com/dbps_data/_template/_user/_SITE/_localhost/_res/ir/library/pdf/7andi_gvnc_doc2017_1_r.pdf

特定開示項目に関する各々の記載場所については、当該レポートの5頁「コーポレートガバナンス・コード特定開示項目対照表」をご覧ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
伊藤興業株式会社	68,901,004	7.77
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	45,605,700	5.14
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	39,933,700	4.50
日本生命保険相互会社	17,672,353	1.99
伊藤 雅俊	16,799,030	1.89
野村證券株式会社	16,656,640	1.87
三井物産株式会社	16,222,480	1.83
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	12,176,300	1.37
ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティー 505234	11,480,866	1.29
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口7)	11,165,300	1.25

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無

なし

補足説明

更新

1. 上記大株主の状況は、平成29年2月28日現在のものです。

2. 野村證券株式会社およびその共同保有者であるNOMURA INTERNATIONAL PLCおよび野村アセットマネジメント株式会社から平成29年3月6日付で提出された大量保有報告書により、平成29年2月28日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。大量保有報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住 所	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9番1号	24,125	2.72
NOMURA INTERNATIONAL PLC	1 ANGEL LANE, LONDON EC4R 3AB UNITED KINGDOM	746	0.08
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋1丁目12番1号	25,581	2.89

なお、上記3社から平成29年3月21日付で以下のとおり変更報告書(報告義務発生日 平成29年3月15日)が提出されております。

氏名又は名称	住 所	保有株券等の数(千株)	株券等保有割合(%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9番1号	-22	0
NOMURA INTERNATIONAL PLC	1 ANGEL LANE, LONDON EC4R 3AB UNITED KINGDOM	7,072	0.80
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋1丁目12番1号	25,638	2.89

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、上場子会社として株式会社セブン銀行を有していますが、当該上場子会社の独立性を尊重する観点から、同社の経営判断を重視し、事業戦略・人事政策・資本政策等を独立して主体的に検討・決定の上、事業活動を展開することを尊重しております。そして、同社が独自の成長戦略等により企業価値を向上させていくことがグループ経営の観点からも望ましいと考えています。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	13 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
スコット・トレバー・デイヴィス	学者											
月尾 嘉男	学者											
伊藤 邦雄	学者											
米村 敏朗	その他											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
スコット・トレバー・デイヴィス	○	(株)ブリヂストンの社外取締役およびSO MPOホールディングス(株)の社外取締役を兼任/立教大学経営学部国際経営学科教授	(選任理由) 長年にわたり国際経営学の大学教授を務めるなど高度で国際的な専門知識を有し、その幅広く高度な経営についての知識等を当社の経営に活かしていただきたいため (独立性についての当社の考え方・独立役員指定理由) スコット・トレバー・デイヴィス氏は当社の社外役員の独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと認められるため、同氏は独立性を有するものと考え、同氏を当社独立役員として指定しております。
			(選任理由)

月尾 嘉男	○	(株)月尾研究機構の代表取締役	長年にわたるメディア政策の専門家としての経験と知識を有しており、その幅広く高度な知識、経験等を当社の経営に活かしていただいたため (独立性についての当社の考え方・独立役員指定理由) 月尾嘉男氏は当社の社外役員の独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと認められるため、同氏は独立性を有するものと考え、同氏を当社独立役員として指定しております。
伊藤 邦雄	○	曙ブレーキ工業(株)の社外取締役、住友化学(株)の社外取締役、小林製薬(株)の社外取締役および東レ(株)の社外取締役を兼任/一橋大学大学院商学研究科特任教授	(選任理由) 長年にわたる大学教授としての会計学、経営学等の専門的な知識を有しており、他社における社外役員としての豊富な経験、適切な監督機能等を当社の経営に活かしていただいたため (独立性についての当社の考え方・独立役員指定理由) 伊藤邦雄氏は当社の社外役員の独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと認められるため、同氏は独立性を有するものと考え、同氏を当社独立役員として指定しております。
米村 敏朗	○	ユニゾホールディングス(株)の社外取締役を兼任	(選任理由) 警視総監や内閣危機管理監等の要職を歴任された経験を有しており、その幅広く高度な経験、見識等を当社の経営に活かしていただいたため (独立性についての当社の考え方・独立役員指定理由) 米村敏朗氏は当社の社外役員の独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと認められるため、同氏は独立性を有するものと考え、同氏を当社独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社外取締役

補足説明

「指名・報酬委員会」の内容につきましては、「コーポレートガバナンス・レポート」第3章 第3. 1. に記載しておりますので、下記URLよりご参照ください。

http://www.7andi.com/dbps_data/_template/_user/_SITE_/localhost/_res/ir/library/pdf/7andi_gvnc_doc2017_1_r.pdf#page=30

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数 更新	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役監査、内部監査の概要等につきましては、「コーポレートガバナンス・レポート」第3章 第6. 1. ～ 3. に記載しておりますので、下記URLよりご参照ください。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鈴木 洋子	弁護士													
藤沼 亜起	公認会計士													
ルディー 和子	学者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木 洋子	○	(株)イトーヨーカ堂の監査役を兼任/弁護士	(選任理由) 弁護士として高い法的見識を有しており、法令遵守の観点から監査業務を適切に行っていただくため (独立性についての当社の考え方・独立役員指定理由) 鈴木洋子氏は当社の社外役員の独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと認められるため、同氏は独立性を有するものと考え、同氏を当社独立役員として指定しております。
藤沼 亜起	○	住友生命保険相互会社の社外取締役を兼任/公認会計士	(選任理由) 公認会計士として豊富な経験と専門知識を有しており、その経歴を通じて培われた見識等を活かして監査業務を適切に行っていただくため (独立性についての当社の考え方・独立役員指定理由) 藤沼亜起氏は当社の社外役員の独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと認められるため、同氏は独立性を有するものと考え、同氏を当社独立役員として指定しております。
ルディー 和子	○	ウイトン・アクトン(株)の代表取締役およびトッパン・フォームズ(株)の社外取締役を兼任	(選任理由) マーケティング論の専門家として豊富な経験と知識を有しており、その経歴を通じて培われた見識等を活かして監査業務を適切に行っていただくため (独立性についての当社の考え方・独立役員指定理由) ルディー和子氏は当社の社外役員の独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が

		生じるおそれのないものと認められるため、同氏は独立性を有するものと考え、同氏を当社独立役員として指定しております。
--	--	---

【独立役員関係】

独立役員の人数	7名
その他独立役員に関する事項	

・当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。
 ・独立役員に関し、株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準、その他の事項については「コーポレートガバナンス・レポート」第3章 第2.3.に記載しておりますので、下記URLよりご参照ください。
http://www.7andi.com/dbps_data/_template/_user/_SITE/_localhost/_res/ir/library/pdf/7andi_gvnc_doc2017_1_r.pdf#page=26

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
該当項目に関する補足説明	

当社は、取締役の報酬額については、株主総会でその総額(限度額)を定め、具体的な報酬の配分は取締役会において決議しております(詳細については「役員の報酬等の額の決定に関する方針」をご参照ください)。また、平成19年5月、役員退職慰労金制度の廃止に伴い、取締役報酬と業績との連動性を一層強め、業績向上に向けた取締役の経営意識ならびに業績遂行意欲を高めることを目的とする役員報酬制度に見直しました。また、平成20年より、当社の社内取締役および執行役員ならびに当社の子会社の社内取締役および執行役員に対して株式報酬型ストック・オプションを付与しています。当社のストック・オプションの概要は有価証券報告書(<http://www.7andi.com/ir/library/secrepo.html>)をご参照ください。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、その他
該当項目に関する補足説明	

ストック・オプションの付与対象者は、当社の社内取締役および執行役員ならびに当社子会社の社内取締役および執行役員です。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
該当項目に関する補足説明 更新	

第12期事業年度(平成28年3月1日から平成29年2月28日まで)に係る役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

・取締役(社外取締役を除く)
 対象となる役員の員数:12名
 報酬等の総額:223百万円
 報酬等の種類別の総額:固定報酬137百万円、業績変動報酬(賞与31百万円、株式報酬型ストック・オプション報酬54百万円)
 ・社外取締役
 対象となる役員の員数:4名
 報酬等の総額:48百万円
 報酬等の種類別の総額:固定報酬48百万円
 ・監査役(社外監査役を除く)
 対象となる役員の員数:2名
 報酬等の総額:29百万円
 報酬等の種類別の総額:固定報酬29百万円
 ・社外監査役
 対象となる役員の員数:3名
 報酬等の総額:33百万円
 報酬等の種類別の総額:固定報酬33百万円

(注)

- 1 取締役(社外取締役を除く)には、平成28年5月26日開催の第11回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した2名および平成28年12月30日をもって辞任した1名を含んでおります。
- 2 監査役(社外監査役を除く)には、平成28年7月15日をもって辞任した1名を含んでおります。
- 3 取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。
- 4 平成18年5月25日開催の第1回定時株主総会において、取締役の報酬額は年額10億円以内(ただし、使用人分の給与は含まない)、監査役の

報酬額は年額1億円以内と決議いただいております。

5 株式報酬型ストック・オプション報酬は、取締役(社外取締役を除く)6名に対するものです。

一部取締役の報酬の個別表示等の役員報酬等の内容は、法令に基づき、有価証券報告書においても開示しており、その内容は当社のホームページにおいても掲載されております。次のURLをご参照ください(<http://www.7andi.com/ir/library/secrepo.html>)。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬の決定に関する方針につきましては、「コーポレートガバナンス・レポート」第3章 第4. に記載しておりますので、下記URLよりご参照ください。

http://www.7andi.com/dbps_data/_template/_user/_SITE/_localhost/_res/ir/library/pdf/7andi_gvnc_doc2017_1_r.pdf#page=36

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外役員のサポート体制につきましては、「コーポレートガバナンス・レポート」第3章 第5. 3. に記載しておりますので、下記URLよりご参照ください。

http://www.7andi.com/dbps_data/_template/_user/_SITE/_localhost/_res/ir/library/pdf/7andi_gvnc_doc2017_1_r.pdf#page=39

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

現状のコーポレートガバナンス体制の概要につきましては、「コーポレートガバナンス・レポート」第3章に記載しておりますので、下記URLよりご参照ください。

http://www.7andi.com/dbps_data/_template/_user/_SITE/_localhost/_res/ir/library/pdf/7andi_gvnc_doc2017_1_r.pdf#page=21

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社においては、独立性を保持し、法律や財務会計等の専門知識等を有する複数の社外監査役を含む監査役(監査役会)が、会計監査人・内部監査部門との積極的な連携を通じて行う「監査」と、独立性を保持し、高度な経営に対する経験・見識等を有する複数の社外取締役を含む取締役会による「経営戦略の立案」「業務執行の監督」とが協働し、ガバナンスの有効性を図っております。当社の上記体制は、当社のコーポレート・ガバナンスを実現・確保するために実効性があり、適正で効率的な企業経営を行えるものと判断しておりますため、当社は当該ガバナンス体制を採用しております。

詳細につきましては、「コーポレートガバナンス・レポート」第3章 第1. 2. に記載しておりますので、下記URLよりご参照ください。

http://www.7andi.com/dbps_data/_template/_user/_SITE/_localhost/_res/ir/library/pdf/7andi_gvnc_doc2017_1_r.pdf#page=22

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定期日に先立って招集通知を発送しております。
電磁的方法による議決権の行使	当社の株主総会の議決権の行使については、ご出席いただき行使いただく方法および所定の書面により行使いただく方法の他、電磁的方法（インターネット等）によっても議決権を行使いただくことができます。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。
招集通知（要約）の英文での提供	当社ウェブサイトおよび議決権電子行使プラットフォーム上に掲載しております。
その他	当社ウェブサイトへの招集通知の掲載を行っております。 日本語： http://www.7andi.com/ir/stocks/general.html 英訳： http://www.7andi.com/en/ir/stocks/general.html

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ウェブサイトにて、情報開示に関する基本方針を含む「IR活動方針」を掲載しておりますので、下記URLよりご参照ください。 http://www.7andi.com/ir/management/activity.html	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年4回（各四半期決算、本決算終了後）、決算説明会を開催しております。 上記のほか、国内のアナリスト・機関投資家向けに事業会社の事業戦略などをテーマにした会社説明会も実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社の決算短信・決算説明会資料・有価証券報告書・統合レポート・適時開示情報・四季報（報告書）・株主総会招集通知・株主総会決議通知を掲載しているほか、各事業会社の内容についても決算補足資料および事業概要（投資家向けデータブック）に掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRの専任部署としてIR部を設置しております。	
その他	上記内容を含むIR活動状況につきましては、「コーポレートガバナンス・レポート」第4章に掲載しておりますので、下記URLよりご参照ください。 http://www.7andi.com/dbps_data/_template/_user/_SITE/_localhost/_res/ir/library/pdf/7andi_gvnc_doc2017_1_r.pdf#page=42	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社およびグループ各事業会社では、共通の社是に基づいて事業を行っております。 【社是】 私たちは、お客様に信頼される、誠実な企業でありたい 私たちは、取引先、株主、地域社会に信頼される、誠実な企業でありたい 私たちは、社員に信頼される、誠実な企業でありたい 上記の社是に基づき、その実現のための基本姿勢、とるべき行動を「企業行動指針」として定めています。 セブン & アイグループ企業行動指針 http://www.7andi.com/csr/policy/guidelines.html

環境保全活動、CSR活動等の実施

当社およびグループ各事業会社は、事業による「負」の影響にも責任を持ち、その予防・除去・低減を図るとともに、店舗・商品・サービスなどの本業を通じた社会課題の解決に取り組んでおります。2014年度にはステークホルダーの期待や要請に応えるため、ステークホルダーとのダイアログを実施し、5つの重点課題を特定しました。

【5つの重点課題】

1. 高齢化、人口減少時代の社会インフラの提供
2. 商品や店舗を通じた、安全・安心の提供
3. 商品、原材料、エネルギーのムダのない利用
4. 社内外の女性、若者、高齢者の活躍支援
5. お客様、お取引先を巻き込んだエシカルな社会づくりと資源の持続可能性向上

また、上記の重点課題に向けたCSR活動の推進にあたっては、「CSR統括委員会」と、委員会傘下に設置している「企業行動部会」「消費者・公正取引部会」「環境部会」「社会価値創造部会」の中で、グループの事業特性を考慮しながら取り組むべき行為に優先順位をつけ、課題解決策を立案・実行しています。

詳細な取組みについては、以下に記載しておりますのでご参照ください。

セブン&アイHLDGS.「CSRレポート」
<http://www.7andi.com/csr/csrreport/2016.html>

「コーポレートガバナンス・レポート」
http://www.7andi.com/dbps_data/_template/_user/_SITE_/localhost/_res/ir/library/pdf/7andi_gvnc_doc2017_1_r.pdf

その他

<ダイバーシティ推進について>

当社およびグループ各事業会社では、女性の活躍が企業の持続的な競争力を強め、企業価値の最大化に繋がるとの考えに基づき、早くから女性の管理職を登用しております。1993年には(株)セブン・イレブン・ジャパン及び(株)イトーヨーカ堂の取締役にそれぞれ1名ずつ女性が就任しています。その後、2006年の4月には、将来的に幹部の2割以上を女性にするという方針を発表しました。

2012年6月には、セブン&アイグループダイバーシティ推進プロジェクトを発足させ、さらなる女性の活躍推進を図っています。このプロジェクトでは5つの目標(注)1(1. 2020年までに女性管理職比率30%達成、2. 男性の育児参加促進、3. 介護離職者ゼロ、4. 従業員満足度の向上、5. 社会的評価の向上)を掲げ、グループの各事業会社と連携しながら様々な施策を実施してきました。

具体的には、プロジェクトで立案した施策を各事業会社にもスピーディーに水平展開するために、各事業会社のダイバーシティ推進担当をメンバーとした連絡会議を定期的に開催しています。また、グループ横断的に、育児中の女性社員のキャリアプラン立案や、女性管理職のマネジメント力向上に向けたセミナー開催、働き方改革に向けた「ダイバーシティ・マネジメントセミナー」を行う他、男性の育児参加を促すためのセミナー、子どもが小学校6年生まで利用できる時短勤務制度の導入なども行っております。さらに、2015年度より「介護離職者ゼロ」に向けて、介護セミナーの開催、仕事と介護の両立支援ハンドブックの活用などの取組みも進めております。

現状、当社と国内主要事業会社(注2)の8社合計で、女性役員比率は14.1%、課長級の女性管理職比率は23.0%、係長級は30.2%、2017年新卒の女性の採用比率は48%です。(注3)また、当社グループでは女性の社長が2名おります。各事業会社の女性管理職比率については、下記のホームページをご参照ください。

これらのダイバーシティ推進の取組みや積極的な女性管理職への登用が評価され、2015年には「女性が輝く先進企業表彰・内閣総理大臣表彰」と、株式会社東京証券取引所の「企業行動表彰」を受賞しております。また、2017年には、経済産業省と株式会社東京証券取引所が共同で選定する「なでしこ銘柄」に選ばれ、「日経ウーマノミクス・プロジェクト」と「日経ウーマン」がまとめた「女性が活躍する会社ベスト100」にて総合3位を獲得しました。

詳細な取組みについては、当社ホームページの社会的責任に関するページをご参照ください。
<http://www.7andi.com/csr/index.html>

(注)1. 女性管理職比率(課長級以上)20%の目標を2016年2月末に達成。新たな目標を設定した。

(注)2. (株)セブン&アイ・ホールディングス、(株)セブン・イレブン・ジャパン、(株)イトーヨーカ堂、(株)そごう・西武、ヨークベニマル、(株)セブン&アイ・フードシステムズ、(株)セブン銀行、(株)赤ちゃん本舗

(注)3. 課長級、係長級は2017年2月末現在、役員は2017年5月25日現在で監査役含む

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況につきましては、「コーポレートガバナンス・レポート」別紙「内部統制決議」に記載しておりますので、下記URLよりご参照ください。

http://www.7andi.com/dbps_data/_template/_user/_SITE_/localhost/_res/ir/library/pdf/7andi_gvnc_doc2017_1_r.pdf#page=47

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方については、上記内部統制システムに関する取締役会決議のほか、「セブン&アイグループ企業行動指針」において、社会の秩序や市民生活の安全に脅威を与える反社会的勢力、組織または団体とは関わりを持たず、これらの圧力に対しては断固として対決し、これを排除する旨を定めています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、現時点では、「株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」(会社法施行規則第118条第3号)を明確な形で定めておりませんが、業績の更なる改善やコーポレート・ガバナンスの強化等を通じたグループ企業価値の最大化をめざしており、当社グループの企業価値を毀損させるおそれのある当社株式の大量取得行為等については適切な対応が必要と考えております。当該基本方針については、今後の法制度や裁判例等の動向および社会的な動向を踏まえ、引き続き慎重に検討を進めてまいります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る基本方針・社内体制の状況は下記のとおりです。

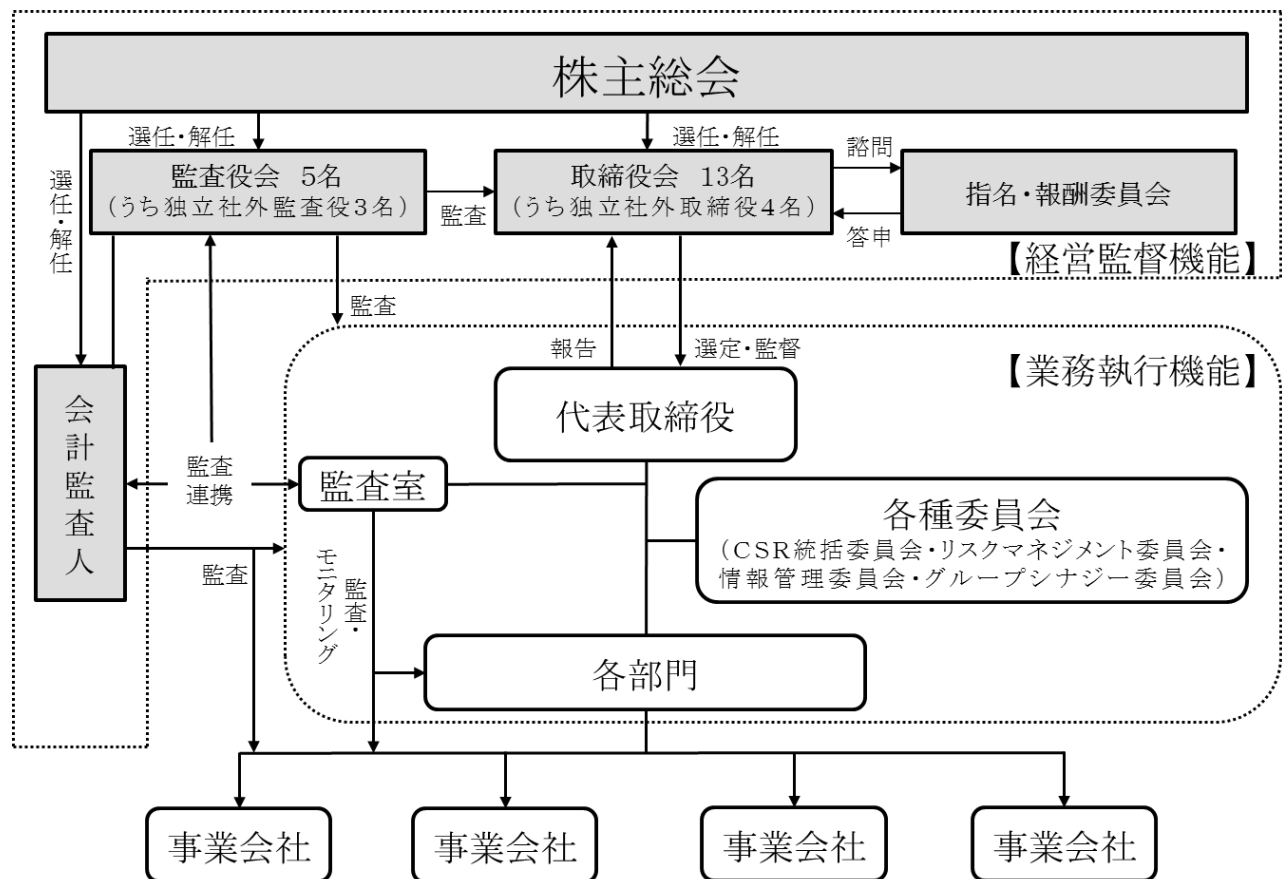
1. 適時開示に係る基本方針について

当社ウェブサイトにて、情報開示に関する基本方針を掲載しておりますので、下記URLよりご参照ください。

<http://www.7andi.com/ir/management/activity.html>

2. 適時開示体制について

- (1) 決定事実に属する重要情報は、グループ各社の重要情報も含めて、経営企画部が情報管理委員会にて承認された手続きに基づいて一元的に把握し、関係部署との協議により適時開示の要否を判断。取締役会とも連携し、社内決定手続きを経て、代表取締役が確認し、開示を実施。
- (2) 突発的な発生事実については緊急時の行動基準マニュアルにより、各部門責任者にて情報収集、状況把握に努め、最終的には代表取締役が情報を集約。必要に応じて遅滞なく開示を実施。
- (3) 適時開示が必要と判断された会社情報は代表取締役の委任を受けた「情報取扱責任者」が、証券取引所の定める方法により適時開示を行うとともに自社ホームページにも掲載。必要に応じて記者クラブ資料投函、投資家説明会などを実施。



会社情報の適時開示に係る社内体制（模式図）

